

Title	インフレーションと所得税減税
Sub Title	Inflation and income tax cut
Author	飯野, 靖四 林, 宏昭
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.4 (1986. 10) ,p.402(64)- 418(80)
JaLC DOI	10.14991/001.19861001-0064
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19861001-0064">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19861001-0064</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# インフレーションと所得税減税

飯野 靖 四  
林 宏 昭

## I はじめに

所得税は、所得を担税力の指標とし、所得が高くなればなるほど重い税負担を課すことによって垂直的な公平を確保しようとする。そして累進的な所得税は、所得の高い納税者ほど税引き後の可処分所得を大きく減少させることによって、所得分配の不平等を是正するという再分配効果を発揮する。

しかしながら累進的な所得税は、経済がインフレーション下にある場合にはその負担に歪みを生じさせる。すなわち、名目所得が上昇する時に税率表と各種の控除からなる累進的な所得税制が名目額で固定されたままであれば、納税者は自動的に高い税率が適用されるようになり、所得税の負担額は所得の上昇率以上の割合で増大する。したがって名目所得の上昇は、それが実質的な成長によるものであるかインフレーションによるものであるかを問わず、所得税の負担率を上昇させる結果になる。<sup>(1)</sup>このうちインフレーションによって生じている負担率の上昇は、納税者の同意を得ないかかれた増税とみなすことができ、調整の必要がある。

1986年に発表された OECD の研究〔18〕は、日本の所得税を1975年（昭和50年）と1983年（昭和58年）について比較した結果、その間の所得税総額の増大のうち約60%がインフレーションによって生じたものであると推計して、昭和50年代にはいつてからの所得税のインフレ調整が不十分であったことを明らかにしている。

一方、所得税は、通常、累進的な負担を求めることによって所得の再分配効果をもつが、この再分配効果もインフレーションによって何らかの影響をうける。たとえば、昭和50年の経済企画庁の研究会による報告書〔13〕は、わが国の所得税に関する実証分析より、インフレーションが所得税の再分配効果を強める結果をもたらすことを示している。

わが国では、昭和25年にシャウプ勧告に基づいた所得税制が構築されてから、所得税は税制の中で

---

注（1）同時にこれが所得税のビルトイン・スタビライザーとしての効果をもたらす。

中心的な地位を占めてきた。そして、高度成長期やオイル・ショックなどの経済環境の変化を経て、その間いく度となく所得税制の変更による減税政策が実施されてきた。本稿では、以上のような所得税とインフレーションの関係を理論的に説明するとともに、わが国において、インフレーション及び昭和40年以降実施されてきた所得税減税がインフレ調整の観点からみてどのような効果をもっていたかを明らかにする。そこでまず、第Ⅱ節で、所得税のマクロの負担率と所得階層別の負担率<sup>(2)</sup>を用いて、減税政策のインフレ調整効果について検証する。そして続く第Ⅲ節では、所得税のもつ再分配効果に焦点を当て、これもインフレーションと減税政策の効果について実証分析を行う。

## Ⅱ 減税政策のインフレ調整効果

### 1. インフレ調整効果の測定モデル

Mishan=Dicks-Mireaux [16] は、所得上昇あるいはインフレーションが、累進的な構造を持つ所得税の負担にどのような影響を与えるかを、ひとつのモデルを用いて明らかにした。

累進所得税のもとでは、納税者1人当りの所得  $y$  と納税者1人当りの税額  $t$  の関係を

$$t = ay^b \quad (b > 1) \quad \dots\dots(1)$$

と表すことができる。ここで  $b$  は、税額の所得弾力性すなわち税制の累進度を表す。また、納税者1人当りの所得  $y$  を、納税者を所得の低い順に並べた場合の納税者数  $n$  の連続的な関数であるとすると、

$$y = f(n) \quad \dots\dots(2)$$

となる。そうすると(1)式の租税関数は、

$$t = a[f(n)]^b \quad \dots\dots(3)$$

と書き換えることができる。

さらに、納税者の総数が  $N$  人であるとする、総所得  $Y$  と総税額  $T$  は、それぞれ

$$Y = \int_0^N f(n) dn \quad \dots\dots(4)$$

$$T = \int_0^N a[f(n)]^b dn \quad \dots\dots(5)$$

$$n = 0, 1, 2, \dots, N$$

である。またこの時の平均税負担率  $e$  は  $T/Y$  である。

いま、経済成長あるいはインフレーションによってすべての納税者の所得が等しい比率で上昇し、1人当り所得が  $\lambda y = \lambda f(n)$  になったとする。このときの1人当りの税額は、 $a(\lambda y)^b = a[\lambda f(n)]^b$

注(2) この間に実施された所得税減税がすべてインフレ調整のみを目的として行われたわけではないが、少なくとも昭和40年代からの減税は、その主目的はインフレーションによる負担率の上昇を防ぐためのものであった。たとえば、昭和46年8月の『税制調査会答申』等参照。

である。そして、所得上昇後の総所得  $Y_1$  と総税額  $T_1$  は、

$$Y_1 = \int_0^N \lambda f(n) dn = \lambda Y \quad \dots\dots(6)$$

$$T_1 = \int_0^N a[\lambda f(n)]^b dn = \lambda^b T \quad \dots\dots(7)$$

$$n=0, 1, 2, \dots\dots, N$$

と表されることになる。

名目所得の上昇をインフレーションと実質成長の2つの要因に分解して考えると(ここでインフレ率を  $P$ , 実質成長率を  $h$  とする), 名目所得上昇後の総所得と総税額は

$$Y_1 = \lambda Y = (1+p)(1+h)Y \quad \dots\dots(8)$$

$$T_1 = \lambda^b T = [(1+p)(1+h)]^b T \quad \dots\dots(9)$$

となる。そしてこの時の全体の平均負担率  $e_1$  は

$$e_1 = \frac{T_1}{Y_1} = [(1+p)(1+h)]^{(b-1)} e \quad \dots\dots(10)$$

と表すことができ、税額の所得弾力性  $b$  が1よりも大きいかぎり負担率は上昇することになる。

次に、名目所得が上昇する際に、所得上昇前の税制を基準として完全なインフレ調整が実施された場合の翌年の総税額  $T_1^*$  および負担率  $e_1^*$  は、先の(9), (10)式で物価上昇率  $p=0$  とすることによって求められる。すなわち、

$$T_1^* = (1+h)^b T \quad \dots\dots(11)$$

$$e_1^* = (1+h)^{(b-1)} e \quad \dots\dots(12)$$

である。

## 2. 所得税減税のインフレ調整効果

わが国では、石油ショック前の昭和40年代から52年にかけて毎年のように所得税減税が実施され、最近では58年と59年に減税<sup>(3)</sup>が行われている。ここでは上記のモデルに基づいて、わが国において実施されてきた所得税減税がインフレ調整の観点からみてどのような負担軽減の効果を持っていたかを明らかにする。そしてこれは、モデルの(12)式で示される完全なインフレ調整が実施されたと想定した場合の翌年の負担率と、その年の現実の負担率を比較することによって検証することができる。

本稿で使用するデータは、『家計調査年報』で示される勤労者標準世帯(有業人員1人, 夫婦・子供2人の4人世帯)の年間収入階級別表による勤め先収入と勤労所得税である。このデータを用いてわが国の所得税減税のインフレ調整効果を求めるためには、まず先のモデルでの物価上昇率  $p$ , 所得の実質成長率  $h$ , そして税額の所得弾力性  $b$  を特定化する必要がある。

名目所得の上昇率は、毎年<sup>(3)</sup>の平均所得の上昇率である。物価上昇率  $p$  は、消費者物価指数の上昇

注(3) 昭和58年は「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」による。

率を利用する。したがって、平均所得の上昇率を物価指数でデフレートしたものが、実質所得の上昇率である。

税額の所得弾力性  $b$  は、クロス・セクションによる推計値を利用する。それには、租税関数  $t = ay^b$  の税額と所得をそれぞれ対数変換した

$$\ln t = \ln a + b \ln y$$

より、 $b$  を推計すればよい。表1は、昭和40年から59年までの勤労者標準世帯の租税関数の推定結果である。<sup>(4)</sup>これによると、勤労者標準世帯の直面する租税関数の所得弾力性は2.5から3前後であり、年とともに低下の傾向を示していることがわかる。<sup>(5)</sup>

表1 租税関数の推定結果

年次	$\ln a$	$b$	決定係数	$b$ の $t$ 値	年次	$\ln a$	$b$	決定係数	$b$ の $t$ 値
昭和40年	-18.1229	3.1659	0.974	23.13	昭和50年	-19.7226	2.9961	0.972	22.64
41年	-20.0426	3.4034	0.985	27.67	51年	-21.2534	3.1832	0.994	49.88
42年	-22.3795	3.6787	0.976	21.21	52年	-21.4550	3.1820	0.973	21.63
43年	-18.6082	3.1261	0.956	16.91	53年	-19.5512	2.9396	0.962	18.12
44年	-22.1086	3.5677	0.936	14.82	54年	-18.5786	2.8311	0.982	28.04
45年	-19.1197	3.1155	0.919	12.17	55年	-18.7643	2.8431	0.989	38.73
46年	-20.4753	3.2823	0.991	36.86	56年	-17.5272	2.6983	0.988	36.31
47年	-21.6454	3.4114	0.968	18.39	57年	-17.6784	2.7157	0.987	35.18
48年	-17.0501	2.7868	0.988	32.09	58年	-16.1316	2.5399	0.985	31.65
49年	-20.0256	3.0790	0.942	15.12	59年	-16.6482	2.5868	0.992	44.12

以上の想定に基づいて、現実の平均負担率と、前年の税制を基準としてインフレ調整が実施された場合の負担率を求めたものが表2および図1である。図1で、実線は現実の負担率の推移、破線はインフレ調整の完全実施を想定した場合の負担率である。たとえば40年の負担率から出発して、41年の時点で破線が実線の上方に位置していれば、41年の減税政策がインフレ調整以上の負担軽減効果をもっていたことを意味している。

これによる分析結果は以下のとおりである。

[41年～46年減税]……毎年、税率表の改訂と給与所得控除、基礎・配偶者・扶養の各控除の引上げが行われ、経済の高度成長にもなって、所得の実質成長があったにもかかわらず負担率は下落しており、減税はインフレ調整以上の効果をもっている。<sup>(6)</sup>

注(4) 指数形の租税関数を想定すると、所得が極端に大きくなれば税額が所得を上回るという結果になるが、 $a$  が小さい値になっているために、このような問題は生じない。また、租税関数の推計に際しては、低所得層で税額が0あるいは著しく低い額になっているケースがあり、これが推計結果に大きな影響を及ぼすと考えられる場合には推計のデータからはずした。

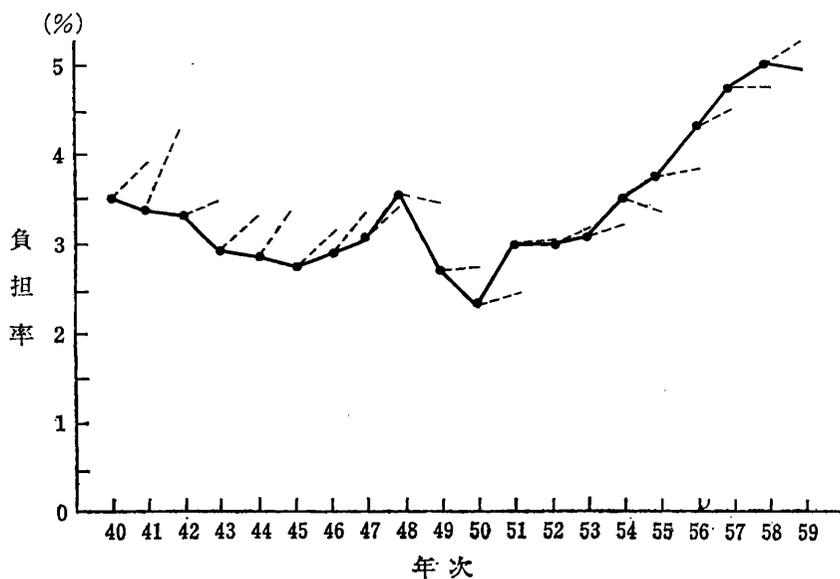
(5) 税務統計に基づいて、給与所得者の税額の所得弾力性を推計すると、約2になるが、この差は『家計調査年報』では、標準世帯を利用しているために課税最低限が税務統計を利用した場合よりも大きくなっていることによる。税率構造が同じであれば、課税最低限が高いほど税額の所得弾力性は高くなる。

(6) 47年には税制改正は行われていないにもかかわらず、減税効果が現れているのは46年の年内減税による効果である。

表 2 減税政策のインフレ調整効果

年次	平均所得 (1,000円)	負担率 (%)	平均所得 上昇率 (%)	物価上昇率 (%)	実質成長率 (%)	インフレ調整 を想定した場 合の負担率 (%)
昭和40年	715.7	3.51	—	—	—	—
41年	791.4	3.35	10.58	5.25	5.06	3.91
42年	909.8	3.32	14.96	3.81	10.74	4.28
43年	975.6	2.91	7.24	5.37	1.77	3.48
44年	1,085.4	2.83	11.25	5.36	5.59	3.27
45年	1,257.6	2.72	15.87	7.63	7.65	3.42
46年	1,405.8	2.85	11.78	6.15	5.31	3.03
47年	1,556.2	3.02	10.70	4.45	5.98	3.26
48年	1,837.1	3.53	18.05	11.73	5.66	3.45
49年	2,259.9	2.63	23.01	24.43	-1.14	3.46
50年	2,540.3	2.24	12.41	11.81	0.53	2.66
51年	2,861.2	2.92	12.63	9.33	3.02	2.37
52年	3,115.1	2.93	8.87	8.03	0.78	2.97
53年	3,320.5	3.01	6.60	3.83	2.66	3.11
54年	3,562.1	3.42	7.27	3.58	3.57	3.23
55年	3,793.9	3.66	6.51	7.99	-1.37	3.34
56年	4,021.6	4.14	6.00	4.90	1.05	3.73
57年	4,281.8	4.67	6.47	2.67	3.70	4.40
58年	4,476.8	4.90	4.55	4.58	-0.02	4.67
59年	4,700.6	4.86	5.00	2.19	2.75	5.11

図 1 減税政策のインフレ調整効果



[48年減税]……オイル・ショックの影響で物価上昇率が11.73%と2桁を記録し、平均所得も18.05%の伸びを示している。諸控除の引上げによる減税が実施されたが、インフレ調整効果はいくぶん不十分であったといえる。

[49年減税]……実質所得は低下しているものの、物価上昇率は24.43%に達し、平均所得の名目値も大きな伸びを示している。それにもかかわらず、控除の大幅な引上げと税率階層区分の拡大による、いわゆる「2兆円減税」が実施され、負担率は前年の3.53%から2.63%まで低下しており、大きな実質減税になっている。とりわけこの年は、給与所得控除が大きく拡大され、またそれまでの上限規定が廃止されたことにより、給与所得者の減税規模が非常に大きかったことが影響していると考えられる。

[50年減税]……課税最低限引上げのための諸控除の引上げが行われ、所得の実質成長があったにもかかわらず、それにもみあっただけの負担率の上昇は見られない。

[52年減税]……諸控除の引上げによる減税が実施され、ほぼインフレ調整にみあう負担軽減が行われている。

[58年減税]……特別措置に基づいて諸控除の引上げが実施されたが、インフレ調整は十分ではなく、名目所得の上昇が実質的な負担増に結び付いている。

[59年減税]……諸控除の引上げとともに税率構造の緩和が実施され、実質的な減税となっている。

52年から57年にかけては、所得税制が固定されたままであったために、53年を除いて各年とも現実の負担率がインフレ調整済みの負担率を上回っており、この間にかかなり大きな実質増税が生じていたことを示している。

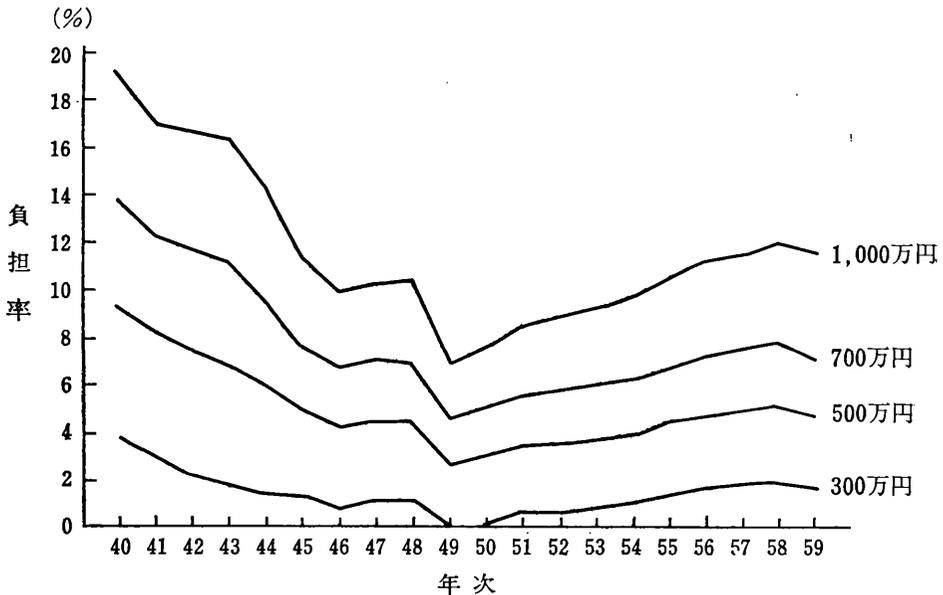
### 3. 所得階層別にみた所得税負担

以上は平均負担率、言い換えればマクロの負担率でみた減税政策のインフレ調整効果であるが、インフレーションによる所得税負担の歪み、あるいは減税政策のインフレ調整効果は、所得水準によって必ずしも一定でないことが予想される。そこで次に、実質タームで所得水準を一定として、所得税負担率の推移を調べてみることにする。

図2は、59年価格で給与収入が300万円、500万円、700万円、1,000万円の各水準にある勤労者標準世帯<sup>(7)</sup>についての40年から59年にかけての負担率の推移を示したものである。もしこの期間を通じて、所得控除および税率階層区分が物価水準の上昇に応じて自動的に引き上げられる完全なインフレ調整(インデクセーション)が実施されたならば、各所得水準に対応する負担率は一定で推移するはずである。しかしながら、結果はインフレーションによる負担の歪みと、この間に実施された減税政策を反映して、いずれの所得水準においても大きな変動がみられる。

注(7) 給与所得控除、基礎・配偶者・扶養の各控除を考慮し、社会保険料控除は給与収入額の5%として計算した。

図2 実質タームでみた所得階層別所得税負担率の推移



(注) 所得額は59年価格。

40年代は、毎年のように実施された減税政策の効果を反映して、各所得階層とも負担率は大きく低下している。これに対して、50年代にはいってからは、52年から57年まで税制が固定されたままであったために、各階層で実質的な負担増となっている。インフレ調整の観点からは、昭和59年現在、50年当時と比較するとすべての階層で負担率は高くなっており、この期間を通じてみればインフレーションに対する税制の調整は不十分であったといえる。しかしながら、オイル・ショック前の45年の負担率と比較すると、ほぼ等しい負担率が確保されていることがわかる。

ところで、このような分析を行うと、現在の所得税負担は40年代と比べると非常に軽くなっているような結果になる。そこで次に、この期間の勤労者標準世帯の年間平均給与所得をとって負担率の推移を見てみることにする。昭和40年の年間平均所得は71万5,700円で、所得税の負担率は2.11%となっている。45年にはそれぞれ125万7,600円と2.22%、50年は254万300円と1.82%である。これに対して59年には年間平均所得が470万600円で、この世帯の負担率は4.42%まで上昇している。このことは、常に各時点での平均的な生活を営んでいる場合であっても、所得税の負担率は大きく上昇していることをあらわしており、これが近年の重税感の一因となっていると考えられる。

### III インフレーションと所得税の再分配効果

#### 1. インフレーションと課税後所得の分配状況

累進的な構造を持つ所得税は、所得水準の高い納税者ほど重い税負担を課すことによって、言い

かえれば所得水準が上昇すればするほど高い比率で可処分所得を減少させることによって所得の再分配効果を発揮する。

所得税の負担がインフレーションによって歪められることは前節でみたとおりであるが、その影響が所得階層によって異なるのであれば、インフレーションによる名目所得の上昇は、所得税のもつ再分配効果にも何らかの影響を及ぼすことが予想される。本節では、Kakwani [12] に基づいた簡単なモデル分析によって、インフレーション下における所得税の再分配効果について考察し、続いて昭和40年以降、わが国においてインフレーションならびに税制変更が所得税の再分配効果に対してどのように作用してきたかを分析するシミュレーションを行う。

まず、モデルで用いる記号は以下の通りである。

$y$ : 各納税者の課税前所得

$t$ : 各納税者の税額

$N$ : 納税者の総数

$f(y)$ : 納税者の所得に関する分布関数

$Y$ : 総所得  $(= \int_0^{\infty} y f(y) dy)$

$e$ : 全体の平均負担率

そしてここでも、累進的な構造をもつ租税関数は

$$t = ay^b \quad (b > 1)$$

とする。

次に、課税前の所得が  $x$  以下である納税者数の累積比を  $F(x)$  とすると、

$$F(x) = \frac{\int_0^x f(y) dy}{N} \quad \dots\dots(13)$$

となる。また、課税前の所得が  $x$  以下である納税者の課税前所得の累積比を  $D(x)$  とすると、

$$D(x) = \frac{\int_0^x y f(y) dy}{Y} \quad \dots\dots(14)$$

と表される。そうすると、この両者の関係を示すものが課税前のローレンツ曲線である。

ここで所得税を考慮にいれ、課税前の所得が  $x$  以下である納税者の課税後所得の累積比を  $G_0(x)$  で表すと、

$$G_0(x) = \frac{\int_0^x (y-t) f(y) dy}{Y - eY} \quad \dots\dots(15)$$

となり、 $F(x)$  と  $G_0(x)$  の関係が課税後所得のローレンツ曲線になる。所得税が累進的なものであれば、

$$D(x) < G_0(x)$$

となるから、所得税によって分配状況は平等化されることになる(図3)。

いま、各納税者の所得がインフレーションによって  $100p\%$ 、実質成長によって  $100h\%$  ずつ上昇

したとする<sup>(8)</sup>。そうすると、所得、税額、負担率はそれぞれ

$$y_1 = (1+p)(1+h), \quad Y_1 = (1+p)(1+h)Y$$

$$t_1 = a\{(1+p)(1+h)\}^b y^b$$

$$e_1 = e\{(1+p)(1+h)\}^{b-1}$$

となる。この時、当初(所得上昇前)の課税前所得が  $x$  以下である納税者の課税後所得の累積比を  $G_1(x)$  とすると、

$$G_1(x) = \frac{\int_0^x (y_1 - t_1) f(y) dy}{Y_1 - e_1 Y_1}$$

$$= \frac{\int_0^x [(1+p)(1+h)y - a(1+p)^b(1+h)^b y^b] f(y) dy}{(1+p)(1+h)Y - e_1(1+p)(1+h)Y} \quad \dots\dots(16)$$

となり、 $F(x)$  と  $G_1(x)$  の関係が所得上昇後のローレンツ曲線である。

図3 課税前後のローレンツ曲線

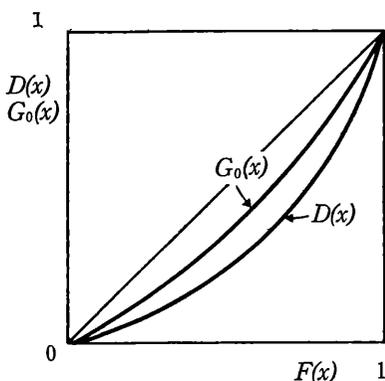
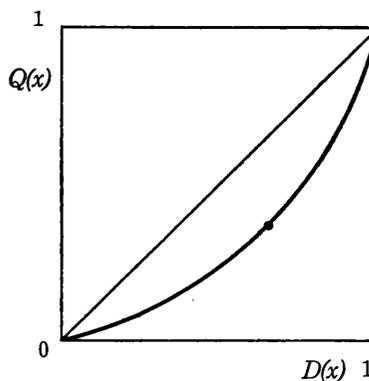


図4 税額と所得の累積比



インフレーションと実質成長による名目所得上昇の結果生じる課税後所得の分配状況の変化は、同一の所得水準  $x$  に対応する  $G_0(x)$  から  $G_1(x)$  への変化によって表すことができる。すなわち、

$$G_1(x) - G_0(x)$$

が正(負)であれば、課税後所得の分配状況は所得上昇前よりも平等化(不平等化)したことになる。そしてこれを展開すると、

$$G_1(x) - G_0(x) = \frac{\int_0^x (y_1 - ay_1^b) f(y) dy}{Y_1 - e_1 Y_1} - \frac{\int_0^x (y - ay^b) f(y) dy}{Y - eY}$$

$$= \frac{e_1 \{(1+p)^{b-1}(1+h)^{b-1} - 1\}}{(1-e_1) \{(1+p)^{b-1}(1+h)^{b-1} - e_1\}} \times \left[ \frac{\int_0^x y f(y) dy}{Y} - \frac{\int_0^x ay^b f(y) dy}{eY} \right]$$

$$= \frac{e_1 \{(1+p)^{b-1}(1+h)^{b-1} - 1\}}{(1-e_1) \{(1+p)^{b-1}(1+h)^{b-1} - e_1\}} [D(x) - Q(x)] \quad \dots\dots(17)$$

となる。ここで  $Q(x)$  は、当初の課税前所得が  $x$  以下である納税者によって支払われる税額の累積比である。(17)式で、分数部分は所得上昇後の全体の平均負担率  $e_1$  が1を上回らない限り正であ

注(8) この場合は、課税前所得の分配状況は変化しない。

る。したがって、 $G_1(x) - G_0(x)$  が正の値になるかどうかは、課税前所得の累積比  $D(x)$  と税額の累積比を表す  $Q(x)$  の大小関係によって決定される。

$D(x)$  と  $Q(x)$  の関係は、横軸に所得の累積比、縦軸に税額の累積比をとったグラフの形状を調べることによって確かめられる (図4)。まず、 $Q(x)$  を  $D(x)$  で微分すると

$$\frac{dQ(x)}{dD(x)} = \frac{\{1/(eY)\} ax^b f(x) dy}{(1/Y) x f(x) dy} = \frac{a}{e} x^{b-1} > 1 \quad \dots\dots(18)$$

であるから、グラフは右上りである。これをもう一度  $D(x)$  で微分すると、

$$\frac{d^2 Q(x)}{dD(x)^2} = \frac{d(ax^{b-1}/e)}{dx} \cdot \frac{dx}{dD(x)} = \frac{aYx^{b-3}}{ef(x)} (b-1) \quad \dots\dots(19)$$

となり、 $b > 1$ 、すなわち所得税構造が累進的なものであれば、(19)式の値は正であるから、グラフは45度線の右側に位置することになる。したがって、任意の所得水準  $x$  では

$$D(x) > Q(x)$$

という関係が得られる。そうすると、先の

$$G_1(x) - G_0(x)$$

の符号は正になる。言いかえれば、名目所得の上昇は課税後所得の分配状況をより平等なものに変える結果をもたらす。所得税制を固定したままであれば、その再分配効果は所得の上昇とともに強くなる。

## 2. 所得税制の調整

以上で、名目所得の上昇が累進的な所得税の再分配効果を強化することは明らかになったが、次に所得税制がインフレーションならびに実質成長による負担率の上昇に対して調整が行われるケースを考えてみよう。このような調整は、租税関数

$$t = ay^b$$

の、税額の所得弾力性を一定に保ち、 $a$  を調整することによって達成される。

名目所得上昇前と上昇後の全体の平均負担率  $e$  と  $e_1$  は、それぞれ

$$e = \frac{\int_0^{\infty} ay^b f(y) dy}{Y} \quad \dots\dots(20)$$

$$e_1 = \frac{\int_0^{\infty} a_1 \{(1+p)(1+h)\} y^b f(y) dy}{(1+p)(1+h)Y} \quad \dots\dots(21)$$

となる。ここで  $a_1$  は、調整を行った場合の  $a$  である。

第1の調整は、所得の上昇があった時にも全体の平均負担率  $e$  を一定に維持し、所得水準の変化が所得税の負担率に影響を与えないようにする調整である。すなわち、負担率が

$$e = e_1$$

であるためには、所得上昇後の  $a$  ( $a_1$ ) が

$$a_1 = \frac{a}{\{(1+p)(1+h)\}^{b-1}} \quad \dots\dots(22)$$

となるような調整を行う必要がある。 $a$ をこのように調整すると課税後所得の分配状況は、

$$\begin{aligned} G_2(x) - G_0(x) &= \frac{\int_0^x \left[ y_1 - \frac{a}{(1+p)(1+h)^{b-1}} y_1^b \right] f(y) dy}{Y_1 - eY_1} - \frac{\int_0^x (y - ayb) f(y) dy}{Y - eY} \\ &= 0 \end{aligned}$$

となり、所得上昇の前後で課税後所得の分配状況には変化は生じない。したがって、所得税の再分配効果は所得変化による影響を受けないことになる。

名目所得上昇に対する第2の調整は、税制(税率表の刻みと所得控除)を物価上昇に応じてスライドさせて、負担率の上昇を実質成長によるものだけに制限しようとするものである。これには、租税関数の $a$ を物価上昇率に合わせて調整すればよい。そうすると、所得上昇後の $a$ ( $a_1$ )は、

$$a_1 = \frac{a}{(1+p)^{b-1}} \quad \dots\dots(23)$$

になる。またこの時、所得上昇後の税負担率 $e_1$ は、

$$e_1 = (1+h)^{b-1}e$$

であるから、課税後所得の分配状況の変化は

$$\begin{aligned} G_2(x) - G_0(x) &= \frac{\int_0^x \left[ y_1 - \frac{a}{(1+p)^{b-1}} y_1^b \right] f(y) dy}{Y_1 - eY_1} - \frac{\int_0^x (y - ayb) f(y) dy}{Y - eY} \\ &= \frac{e_1 \{ (1+h)^{b-1} + 1 \}}{(1-e_1) \{ (1+h)^{b-1} - e_1 \}} [D(x) - Q(x)] \end{aligned}$$

となり、実質成長の影響による所得税の再分配効果の強化が生じる。

以上の結果をまとめると次の通りである。所得が上昇する期間を通じて税制を固定し、いかなる調整も行わない場合をケース1、全体の平均負担率を一定に保つ調整を行う場合をケース2、そしてインフレーションに対して税制を中立化する調整を行う場合をケース3とすると、所得が上昇した時の課税後所得の分配状況の変化は、それぞれ

[ケース1]

$$\begin{aligned} G_2(x) - G_0(x) &= \frac{e_1 \{ (1+p)^{b-1} (1+h)^{b-1} - 1 \}}{(1-e_1) \{ (1+p)^{b-1} (1+h)^{b-1} - e_1 \}} [D(x) - Q(x)] \end{aligned}$$

[ケース2]

$$G_2(x) - G_0(x) = 0$$

[ケース3]

$$\begin{aligned} G_2(x) - G_0(x) &= \frac{e_1 \{ (1+h)^{b-1} - 1 \}}{(1-e_1) \{ (1+h)^{b-1} - e_1 \}} [D(x) - Q(x)] \end{aligned}$$

である。したがって、名目所得が上昇することによる所得税の再分配効果の強化の度合は、

ケース1 > ケース3 > ケース2

となる。

### 3. わが国におけるインフレーション・税制変更と所得税の再分配効果

ここでは、わが国においてインフレーションならびに各年の税制改正が累進所得税の再分配効果に対してどのような影響を与えてきたかをシミュレーション分析によって明らかにする。ここでシミュレーションの対象とするのは、前節で用いたのと同様、『家計調査年報』の年間収入階級別勤労者標準世帯で、各年の租税関数も前節で推計した結果を利用する。

ここでは、あるひとつの尺度を用いて課税前と課税後の所得の分配状況の不平等度を示し、その両者の比較によって所得税の再分配効果を定義することにする。そこでまず、分配状況の不平等度の尺度としては、所得の累積比と納税者の累積比の関係を表すローレンツ曲線から導かれるジニ係数<sup>(9)</sup>を用いる。そして所得税の再分配効果は、このジニ係数が課税によってどれだけ低下するか、すなわち

$$\frac{\text{課税前のジニ係数} - \text{課税後のジニ係数}}{\text{課税前のジニ係数}}$$

をここでの再分配係数と定義する。

表3は、昭和40年以降、所得税の再分配効果に対して、インフレーションとその間に実施された税制変更がどのように影響してきたかを示した結果である。

aの欄は、各年の課税前所得のジニ係数である。これは、年ごとの分配状況の変化を反映して45年の0.1588から42年の0.2056までかなりのバラツキが見られる。全体的な趨勢としては、40年代前半から次第に不平等度は低下してきているといえることができる。

bの欄は、各年の推定租税関数に基づく課税後所得のジニ係数である。この値にも毎年かなりのバラツキがみられるが、この変動は課税前所得の上昇とそれに伴う分配状況の変化、そして税制変更によって生じていると考えられる。再分配係数は、上述のとおり課税前ジニ係数が、課税によって何%低下したかを求めたものである。

cの欄は、各年の課税前の分配状況のもとで、その前年の税制がそのまま変更されずに適用されたと想定した場合の課税後所得のジニ係数である。

ところで、このcは現実の課税前所得の分配状況に基づくものである。したがって、その前年からの課税前の分配状況の変化を反映している。そこでこの分配状況の変化による所得税の再分配効

注(9) ジニ係数には、異なった形状のローレンツ曲線であっても同一の値が示される可能性が生じるという欠点があるが、所得の分配状況を数量的に把握し比較しようという点ではすぐれており、特に税制の再分配効果の比較には適している。

(10) 推定した租税関数を利用した課税後所得の総額と、実際の課税後所得の総額の差は、いずれも0.02%から0.4%である。

表3 インフレーション及び税制変更の所得税の再分配効果に対する影響

年次	課税前所得	現実の課税後所得		前年の税制を維持した場合の課税後所得				前年の税制を物価調整した場合の課税後所得	
				現実の分配状況		前年と同じ分配状況			
	ジニ係数 a	ジニ係数 b	再分配係数 (a-b) a (%)	ジニ係数 c	再分配係数 (a-c) a (%)	ジニ係数 d	再分配係数 {(a,-1)-d} (a-1) (%)	ジニ係数 e	再分配係数 (a-e) a (%)
昭和40年	0.1925	0.1790	7.01	—	—	—	—	—	—
41年	0.1956	0.1817	7.11	0.1792	8.38	0.1756	8.78	0.1810	7.46
42年	0.2056	0.1886	8.27	0.1834	10.80	0.1759	10.07	0.1854	9.82
43年	0.1827	0.1725	5.58	0.1670	8.59	0.1849	10.07	0.1692	7.39
44年	0.1666	0.1567	5.94	0.1552	6.78	0.1698	7.06	0.1565	6.06
45年	0.1588	0.1508	5.04	1.1449	8.75	0.1519	8.82	0.1474	7.18
46年	0.1686	0.1586	5.93	0.1581	6.23	0.1486	6.42	0.1594	5.46
47年	0.1694	0.1584	6.49	0.1567	7.50	0.1559	7.53	0.1579	6.79
48年	0.1645	0.1544	6.14	0.1471	10.58	0.1527	9.86	0.1513	8.02
49年	0.1768	0.1685	4.69	0.1625	8.09	0.1497	9.00	0.1673	5.37
50年	0.1635	0.1575	3.67	0.1545	5.50	0.1662	6.00	0.1564	4.34
51年	0.1774	0.1673	5.69	0.1680	5.30	0.1559	4.65	0.1696	4.40
52年	0.1702	0.1596	6.23	0.1570	7.76	0.1651	6.93	0.1593	6.40
53年	0.1706	0.1618	5.16	0.1596	6.45	0.1580	7.17	0.1605	5.92
54年	0.1581	0.1482	6.26	0.1483	6.20	0.1605	5.92	0.1490	5.76
55年	0.1601	0.1501	6.25	0.1493	6.75	0.1469	7.08	0.1508	5.81
56年	0.1688	0.1572	6.87	0.1563	7.41	0.1490	6.93	0.1574	6.75
57年	0.1742	0.1601	8.09	0.1602	8.04	0.1558	7.70	0.1609	7.63
58年	0.1664	0.1537	7.63	0.1529	8.11	0.1590	8.73	0.1539	7.51
59年	0.1764	0.1616	8.39	0.1604	9.07	0.1526	8.29	0.1609	8.79

(注) (a, -1) は1期のa。

果に対する影響を除去するために、各年とも前年からの平均所得の上昇率ですべての階層の所得が比例的に上昇したと想定して、前年の税制を適用した場合の課税後のジニ係数を求めたものがdの欄である。再分配係数は、bとcがその年の課税前のジニ係数に基づいて求めているのに対して、dに関しては基準とするべき課税前のジニ係数は前年の値である。

eの欄は、各年の現実の分配状況のもとで、その前年の税制がインフレーションに対して完全に中立化される、すなわち控除及び税率表の刻みが物価上昇率に応じて引き上げられるインデクセーション(モデルの第2の調整)が実施されたものとして適用した場合の課税後所得のジニ係数である。先のモデルより、税制のインフレーションに対する調整は、前年の租税関数

$$t = ay^b$$

のaの値を、その年に

$$a_2 = \frac{a}{(1+p)^{b-1}}$$

と変更する調整を行えばよいことになる。そして再分配係数は、その年の課税前のジニ係数を基準

に求められる。

以上の結果のうちで、比較の意味があるのは、bの再分配係数とcの再分配係数、前年のbの再分配係数とdの再分配係数、cの再分配係数とdの再分配係数、そしてbの再分配係数とeの再分配係数である。

まずbすなわち現実の税制の再分配係数と、cすなわち当該年の課税前分配状況のもとで前年の税制が、そのまま維持されていたとした場合の再分配係数を比較することによって、毎年の税制変更の再分配効果に対する効果を明らかにすることができる。各種の控除の引上げや税率構造の累進度の緩和による減税政策は、図2でみられるように、各所得階層で実効税率を引き下げてきた。そしてこの減税政策を通じて、所得の上昇による所得税のもつ再分配効果の上昇も抑制されることになる。表3では、特に昭和40年代に連続して行われた減税政策によって、所得税の再分配効果は、ほぼ毎年前年の税制を維持した場合よりも小さくなっていることがわかる。なかでも、税率表の改正が行われた45年と、第1次オイル・ショックのあった48年から49年にかけての再分配効果の低下は顕著であり、45年には3.71%ポイント、48年と49年はそれぞれ4.44%ポイントと3.40%ポイント<sup>(11)</sup>下回っている。

dの欄は、前年から当該年にかけて全階層で等しい所得上昇（平均所得の上昇率）があったと想定し、前年の税制がそのまま適用された場合の課税後所得のジニ係数であるから、前年の実際の再分配効果とは税制と課税前の分配状況が同じで、所得水準だけが上昇したものである。これによると、モデル分析によっても示されたように、明らかに所得水準の上昇は所得税の再分配効果を強化することが確かめられる。そして、cのジニ係数とdのジニ係数の差が課税前所得の分配状況の変化によって生じたものである。課税前の分配状況が前年よりも平準化している年には、cのジニ係数はdのジニ係数よりも低くなっている。一方、課税前所得の分配状況の変化の再分配効果に対する影響は、この分析のみでは明確な傾向を示すことはできない。

昭和40年代から50年代初めにかけて実施された減税政策は、主としてインフレーションによる負担率の上昇を防ぐためのものであった。そこで、現実には実施されてきた税制変更が、インフレ調整という観点からみて所得税の再分配効果に対してどのように影響してきたかを分析してみよう。所得税制がインフレーションに対して中立化されている場合には、所得税の負担率は実質成長のみの影響を受けて上昇する。そして同時に、所得税の再分配効果もこの実質成長によって強められることになる。したがって、課税前所得の分配状況には若干の変化が生じているものの前年のbの再分配係数からeの再分配係数への変化は、もっぱら所得の実質成長（低下）を反映したものであると

注(11) 昭和48年は、負担率の観点からはインフレ調整が不十分であったにもかかわらず、再分配効果にはインフレ調整以上の低下がみられる。これは租税関数の推定結果で示されるように、48年の税制変更が、所得に比例して増加する給与所得控除の拡大によって、税額の所得に対する弾力性を大きく引き下げる変更であったことが作用していると考えられる。

みなすことができる。また当然のことながら、前年の税制をインフレ調整したeの再分配係数は、前年の税制を維持したcの再分配係数よりも小さくなっている。

現実の課税後所得のジニ係数であるbの再分配係数とeの再分配係数を比較すると、おおむね減税が実施されたすべての年でbの再分配係数の方が低くなっている。これは、この間に行われた税制変更が、インフレ調整以上に再分配効果を弱める結果になっていたことを表している。

以上のようなインフレーションあるいは所得水準の上昇、課税前の分配状況の変化、そして税制変更(減税政策)による所得税の再分配効果に対する影響をすべて反映しているのがbの再分配係数の推移である。全体的な傾向としては40年代初めに7%から8%であった再分配係数が、40年代の大規模な減税政策によって段階的に低下し、50年には3.67%にまで低下している。そして50年代にはいつてからは、インフレーションならびに実質成長によって所得水準が上昇しているにもかかわらず、所得税制が固定されたままであったために再分配係数は次第に上昇し、近年では再び8%台にまで上昇している。

#### IV む す び

累進的な所得税は、ある1年をとらえてみれば所得水準に応じた負担を求めることによって垂直的な公平を確保することができる。しかしながら、ひとつの所得税制が構築された時点での負担水準や所得階層毎の負担配分を最適なものであると仮定したならば、所得水準の変化、とりわけインフレーションによって生じる名目的な所得の上昇は、所得税制に調整が行われない限り、当初の意図とは異なった結果を引き起こす。すなわち、インフレーションによる名目所得の上昇は、実質的な経済成長に見合ったもの以上の負担率の上昇をもたらす、同時に所得税のもつ再分配効果は当初の状態以上に強められる。

わが国では、所得の上昇という経済状況の変化に対して、アドホックな減税政策を行うことによって対応してきた。ところがこれらの所得税制の変更は、必ずしも一定のルールにしたがって実施されてきたわけではない。そのために、インフレーションに対する中立性という観点からみると、その効果には年によって違いがある。本稿では、まずマクロ及び所得階層別の負担率をもって昭和40年以降の減税政策のインフレ調整効果を分析し、続いて所得税のもつ所得再分配効果がインフレーション及び税制変更によってどのような影響を受けてきたかを分析した。

これによると、昭和40年代の減税は、負担率ではインフレ調整以上の実質減税になっており、再分配効果もその強化が抑えられ、また43年、48～49年の減税では再分配効果に大きな低下が生じている。一方、50年代にはいると「財政赤字」という税制そのものの議論とは異なった観点からの要請により、所得税制は過去にみられないほど長期にわたって据え置かれたために、所得税負担率に

はインフレーションによる名目的な所得上昇に基づく上昇が生じている。<sup>(12)</sup>

実質タームでみた所得階層別負担率は、昭和40年代の連続的な減税の効果により、59年現在でも、40年代の初めと比較すると依然として低くなっている。しかしながら、40年と今日では所得の分配状況に大きな差があり、たとえば昭和40年には59年価格で1,000万円に相当するような所得を持つ人は非常にわずかであったことを考慮すると、必ずしもこれによって現在の負担水準が低くなっているとはいえない。今日のように平均所得の水準が上昇し、しかも分配状況が平準化した状況のもとでは、次第に租税構造の累進度の高い領域あるいは税率表の高税率の範囲に納税者が集中するようになり、本稿の後半の分析でみたように、再分配効果は40年代前半を上回ってきてさえている。この所得税の再分配効果をどの程度の大きさに設定すべきかは一層の分析を必要とするが、現在のよ様に、中堅層以上の給与所得者に大きな重税感が生じている状況では、今後一層の再分配効果の強化をもたらすような結果になることは望ましいことであるとは考えられず、むしろ、所得の平準化や、財政支出面での再分配効果を考慮にいれば、所得税の再分配効果を引き下げる方向の改革が求められるところであろう。

#### 参 考 文 献

- [1] Aaron, H. J., "Inflation and the Income Tax," *American Economic Review*, Vol. 66, No. 2, May 1976, pp. 193-99.
- [2] Allen, R. I. G. and D. Savage, "Inflation and the Personal Income Tax," *National Institute of Economic and Social Research*, No. 70, November 1970, pp. 61-74.
- [3] Bailley, M. J., "Inflationary Distortions and Taxes," in H. J. Aaron ed., *Inflation and the Income Tax*, Washington, D. C., Brookings Institution, 1976, pp. 1-31. 塩崎 潤訳『インフレーションと所得税』今日社, 昭和56年。
- [4] 藤田 晴「インフレと所得税」『ジュリスト』第33号, 昭和59年1月, pp. 94-99.
- [5] 林 宏昭「所得税減税とインフレ調整」『関西学院経済学研究』第17号, 昭和59年, pp. 89-102.
- [6] ———「インフレーションと勤労所得税の再分配効果」『関西学院経済学研究』第18号, 昭和60年, pp. 67-83.
- [7] 石 弘光『租税政策の効果』東洋経済新報社, 昭和54年。
- [8] 伊多波良雄「所得分布関数, 租税関数および税の累進度」『経済学論叢』(同志社大学) 第33巻第1号, 昭和58年12月, pp. 1-18.
- [9] 貝塚啓明・新飯田宏「税制の所得再分配効果」, 藤田 晴編『財政政策』日本経済新聞社, 昭和48年, pp. 165-95.
- [10] ———・高山憲之「所得再分配をめぐる諸問題」, 統計研究会編『財政による所得再分配効果分析』, 統計研究会, 昭和50年, pp. 1-75.
- [11] Kakwani, N. C., "Applications of Lorenz Curves in Economic Analysis," *Econometrica*, Vol. 45, No. 3, April 1977, pp. 719-27.

注(12) 税務統計に基づき同様の分析を行うと、申告所得と給与所得では、給与所得の方がインフレーションによる負担率上昇の影響を受けやすいことが示される。林[5]参照。

- [12] ———, “Taxation in an Inflationary Economy: A Note,” *Economic Record*, No. 145, April 1978, pp.140-42.
- [13] 経済企画庁編『所得・資産分配の実態と問題点—所得分配に関する研究会報告書』, 昭和50年。
- [14] King, A. L., “The Impact of Inflation on Income Tax Liability,” *British Tax Review*, No.6, 1973, pp.265-73.
- [15] 前田高志「所得税のインフレ調整をめぐって」『関西学院経済学研究』第13号, 昭和55年, pp.57-72。
- [16] Mishan, E. J. and L. A. Dicks-Mireaux, “Progressive Taxation in Inflationary Economy,” *American Economic Review*, Vol.48, No.4, September 1958, pp.590-606.
- [17] OECD, *The Adjustment of Personal Income Tax Systems for Inflation*, Paris, OECD, 1976.
- [18] ———, *An Empirical Analysis of Changes in Personal Income Tax*, Paris, OECD, 1986.
- [19] Sunley, E. M. and J. A. Pechman, “Inflation Adjustment for the Individual Income Tax,” in H. J. Aaron ed., op. cit., pp.153-72.
- [20] ———, “Indexing the Income Tax for Inflation,” *National Tax Journal*, Vol.32, No.3, September 1979, pp.328-32.
- [21] 高山憲之「いわゆるインフレ調整減税の所得再分配効果」『季刊理論経済学』第27巻2号, 昭和58年8月, pp.105-17。
- [22] Tanzi, V., *Inflation and the Personal Income Tax*, New York, Cambridge Univ. Press, 1980.
- [23] 宇田川璋仁「経済成長と所得税負担」, 宇田川・古田著『税制と租税負担』東洋経済新報社, 昭和49年, pp.20-91.

飯野 靖四 (経済学部教授)

林 宏昭 (関西学院大学大学院博士課程)